

建築基準法関係申請手数料(愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号))

【令和7年4月1日現在】(※赤字部分:改訂箇所、青字部分:新設箇所)

1. 確認申請等(建築物)

(単位:円)

	床面積(n) (単位:平方メートル)	確認申請 又は計画通知		計画変更	中間検査	完了検査			
		省エネ基準 審査なし	省エネ基準 審査あり (※1)			中間検査を受けない場合		中間検査を受けた場合	
						省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり (※2)	省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり (※2)
建築物	n ≤ 30	9,000	24,000	備考欄② (変更に係る部分 の床面積 の1/2)	15,000	14,000	20,000	(14,000)	(20,000)
	30 < n ≤ 100	15,000	30,000		18,000	17,000	23,000	(17,000)	(23,000)
	100 < n ≤ 200	22,000	37,000		25,000	23,000	29,000	(22,000)	(28,000)
	200 < n ≤ 300	29,000	57,000		34,000	31,000	42,000	(30,000)	(41,000)
	300 < n ≤ 1,000	51,000	96,000		55,000	52,000	72,000	(50,000)	(70,000)
	1,000 < n ≤ 2,000	72,000	117,000		74,000	71,000	103,000	(66,000)	(98,000)
	2,000 < n ≤ 5,000	211,000	281,000		166,000	166,000	263,000	(161,000)	(258,000)
	5,000 < n ≤ 10,000	211,000	302,000		166,000	166,000	320,000	(161,000)	(315,000)
	10,000 < n ≤ 25,000	355,000	446,000		269,000	268,000	462,000	(263,000)	(457,000)
	25,000 < n ≤ 50,000	355,000	446,000		269,000	268,000	511,000	(263,000)	(506,000)
50,000 < n	687,000	778,000	554,000	528,000	771,000	(524,000)	(767,000)		

(備考)

・上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。

①建築物を建築する場合(②に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

②確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

③建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合(④に掲げる場合を除く。)

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

④確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

⑤中間検査の床面積

建築物に関する中間検査の実施(平成13年5月18日告示第1021号)に規定する特定工程に係る部分の床面積

・省エネ基準審査・検査が必要な建築物は、次のとおり。

(※1)確認申請において省エネ基準審査が必要な建築物

仕様基準により省エネ基準への適合性を確認した住宅(建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。)

(※2)完了検査において省エネ基準検査が必要な建築物

省エネ基準適合義務対象の建築物(建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。)

2. 確認申請等(建築設備又は工作物)

(単位:円)

	摘要	確認申請 又は計画通知	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を受けない場合	中間検査を受けた場合
建築設備 又は 工作物	建築設備	13,000	8,000	18,000	20,000	(19,000)
	小荷物昇降機	7,000	5,000	12,000	13,000	(12,000)
	工作物	11,000	6,000	13,000	13,000	

3. 建築許可・認定申請(抜粋)

(単位:円)

建築基準法	摘要	許可・認定
第7条の6第1項第1号 第18条第38項第1号	仮使用の認定	136,000
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の認定	31,000
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の許可	37,000
第44条第1項第2号	道路内の建築許可	37,000
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	31,000
第44条第1項第3号	道路内の公共用歩廊等の建築許可	182,000
第48条各項ただし書	用途地域等における建築等許可	201,000
第51条ただし書	特殊建築物等の位置の許可	182,000
第55条第3項	建築物の高さの特例許可	182,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	182,000
第85条第5項	仮設興行場等の建築許可	136,000